

交通事故などの第三者による行為でケガや病気をしたときは届け出を

第三者(自分以外の人)の行為によりケガや病気をした場合で、国民健康保険被保険者証を使用して治療を受けようとするときは「第三者行為による傷病届」などの提出が必要です。

第三者行為によるケガや病気とは

- 交通事故
- 不当な暴力や傷害行為を受けてケガをした場合
- 他人の飼い犬やペットなどによりケガをした場合
- 飲食店で食中毒になった場合 など



※業務上や通勤途中の第三者行為によるケガや病気については「労災保険」で治療を受けることになります。

なぜ届け出るの？

第三者行為の被害者になったとき、その治療に必要な医療費は、原則として加害者が支払う損害賠償金の中から支払われるべきものです。このため、医療費は全額加害者負担にし、その都度かかった医療費を支払ってもらうのが一番良い方法です。

ところが、良心的な加害者ばかりいるわけではありませぬし、加害者に支払い能力がないこともあります。自費診療では窓口負担が高額になり、病院への支払いも大変です。

そこで、被害者救済の観点から必要な治療費は国民健康保険が一時立て替えてよいことになっています。つまり、被害者となった人は、国民健康保険で治療を受けることができます。

被害者が国民健康保険で治療を受けた場合、もともと加害者が負担すべき医療費を国民健康保険が立て替えていることとなりますので、後日加害者にその立て替え分を請求することになります。

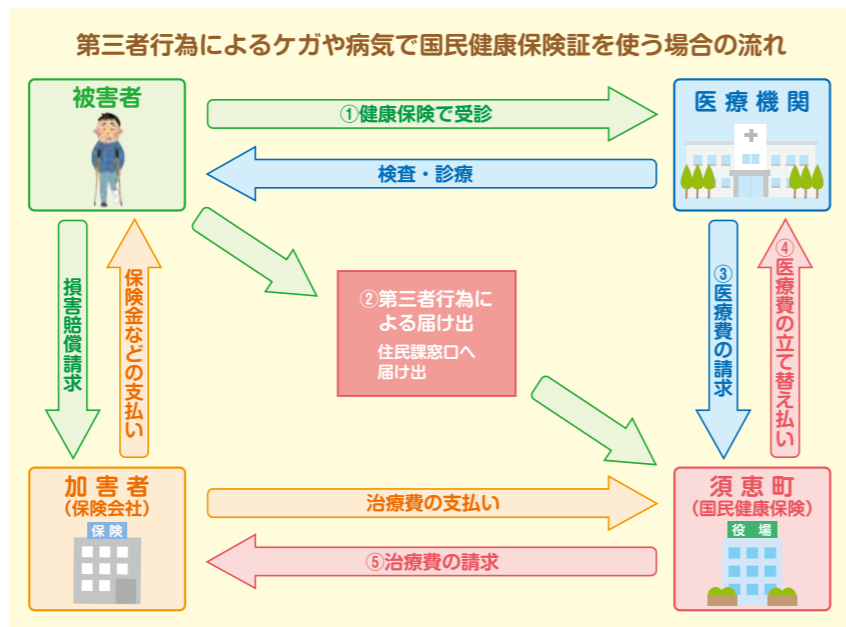
示談は慎重に！

被害者と加害者の話し合いにより示談が成立してしまうと、その示談の内容が優先されるために、国民健康保険で立て替えた医療費を加害者に請求できなくなり、立て替えた医療費を被保険者(被害者)に請求することがあります。

このため、示談を行おうとする場合は前もって保険者(須恵町)に示談内容を申し出て、相手側に白紙委任状を渡さないようにしてください。

まずは連絡を！

第三者行為の届け出に必要な書類は多数あります。書類は役場住民課に用意していますので、まずは連絡をお願いします。(須恵町ホームページにも掲載しています。)



☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線115)

12月は国民健康保険制度の適用適正化月間です

国民健康保険(国保)は、74歳までの人で健康保険(健康保険、共済・船員保険も含む)の被保険者およびその被扶養者、生活保護受給者を除く、全ての人加入する制度です。

国保資格の適正な適用について、ご協力をお願いします。

▼ 国保に加入する人

74歳以下の人で、次に該当する人以外は、国保に加入する必要があります。

- 職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入している人
- 後期高齢者医療保険に加入している人
- 生活保護法による保護を受けている人

国保に加入する主な事由と必要なもの

- 転入したとき
 - 転入前の市区町村の転出証明書
 - 社会保険などから脱退したとき
 - 資格喪失証明書
 - 生活保護を受けなくなったとき
 - 生活保護廃止決定通知書
- ※届け出時には、マイナンバーカード(またはマイナンバーが分かるものと本人確認書類)をお持ちください。

国保から脱退する主な事由と必要なもの

- 転出するとき
 - 被保険者証
- 社会保険などに加入(扶養を含む)したとき
 - 職場の健康保険の保険証(未交付の場合は、加入したことを証明するもの)
- 生活保護を受けたとき
 - 生活保護開始決定通知書

▼ 届け出は忘れずに

社会保険などに新たに加入または社会保険などから脱退した場合、14日以内に届け出をしてください。

社会保険などに加入した場合

届け出が遅れると、新しく加入した健康保険の保険料と二重に支払う場合があります。

届け出の際に国保保険税の再算定を行い、払いすぎている場合は、保険税の還付を行います。

社会保険などから脱退した場合

国保は、社会保険の資格喪失日までさかのぼって加入します。国保税は、加入月までさかのぼって賦課されます。



▼ 社会保険の被扶養者になれる場合があります

同じ世帯に社会保険の加入者がいる場合、被扶養者として認定されることがあります。

次の要件に心当たりがある人は、扶養認定ができるかどうか、お勤め先に相談してください。

被扶養者の要件と範囲

社会保険の被扶養者は、主として被保険者の収入で生計を維持している人で、次の要件に該当する人です。

- ① 被保険者と同居していなくてもよい人
配偶者(内縁関係も含む)、父母、祖父母などの直系尊属、子、孫および兄弟姉妹
- ② 被保険者と同居していることが条件の人
兄姉、伯叔父母、甥姪などその配偶者、配偶者の父母や子など3親等内の親族、内縁関係の配偶者の父母と子、孫、弟妹の配偶者、内縁関係の配偶者死亡後の父母と子

被扶養者の年収の目安

- ① 年収130万円未満で、扶養する人の年収の半分未満であること
 - ② 60歳以上または一定の障がい者の場合は、180万円未満であること
- ※給与や年金、失業保険など全ての収入が対象となります。

所得の申告を忘れずに

国保に加入している人は、所得の申告が必要です。申告をしないと、国保税の軽減が受けられなかったり、医療費の限度額認定申請時の判定が正しくできなくなったりします。

セルフメディケーション、始めませんか

セルフメディケーション税制(特定の医薬品の購入額の所得控除制度)とは特定のOTC医薬品を年間1万2千円を超えて購入した際に、超えた金額(上限8万8千円、生計を一にしている家族の分も含む)について確定申告で所得控除を受けられるしくみです。なお、所得税や住民税を納めていて、健康維持増進および疾病予防への取り組みをした人が対象です。

※薬局などでOTC医薬品を購入した際のレシートや領収書は捨てずに保管しましょう。
※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は選択制となり、併用できません。



対象のOTC医薬品の多くにはパッケージに識別マークがついています

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線109)